刑法改正等に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正について【概要】

刑法改正等の概要

【刑法】

〇「不同意わいせつ(第176条)」及び「不同意性交等(第177条)」の成立要件の明確化・具体化及び罪名改称 同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態となり得る行為や事由を具体化に列挙。



条例の改正ポイント1

強制わいせつ・強制性交等 **不同意わいせつ・不同意性交等**

○性交同意年齢の引上げ(第176条第3項、第177条第3項) [13歳未満 ―― 16歳未満]



条例の改正ポイント2

【性犯罪の本質的な要素】 自由な意思決定が困難な状態で 行われた性的行為

性的行為に関する自由な意思決定の前提として以下の能力が必要(今回②を追加)

- ①「行為の性的意味を認識する能力」を十分備えていない ⇒ 13歳未満
- ②「行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に 考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処する能力 | を十分備えていない ⇒ **16歳未満**

【青少年健全育成条例】

○ 第39条第1項第2号と第44条第1項第7号における性犯罪等の構成要件の整合性を図るための条文の統一化



条例の改正ポイント3

青少年健全育成条例の改正ポイント

ポイント1

施行日:改正ポイント1は令和6年3月27日、改正ポイント2・3は令和6年6月1日

- ■「不同意わいせつ」及び「不同意性交等」の成立要件の明確化・具体化並びに罪名改称に伴う有害図書類の指定要件の改正等【規定整備】 <第13条(有害な図書類の指定)の規定等>
 - 1 ホ 強姦 ――― 刑法(明治40年法律第45号)第177条の規定に該当する行為(以下「不同意性交等」という。)
- 2項 1 口(3)強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為
 - ➡ (3) 刑法第百七十六条の規定に該当する行為(以下「不同意わいせつ行為」という。)
 - ▶(4)不同意性交等若しくは不同意性交等を明らかに連想させる行為

ポイント2

- ■保護対象年齢を13歳未満から16歳未満へ引き上げ(努力義務) 【規制対象の範囲を拡大】
- <第44条第1項第6号・第7号(子どもの性的虐待の記録に係る努力義務)の規定>

事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができる方法により描写した写真、 電磁的記録に係る記録媒体その他の物(以下「子どもの性的虐待の記録」という。)を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

- 6 13歳未満 **16歳未満**の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 7 13歳以上 **16歳以上**18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で 陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

ポイント3

- ■第44条第1項第7号の性的虐待に至る行為の意思の形成・決定に関する構成要件を「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な 手段」とし、第39条第1項第2号の性犯罪に至る行為の意思の形成・決定に関する構成要件との整合性を図る。【規定整備】
- <第44条第1項第7号(子どもの性的虐待の記録に係る努力義務)の規定>
 - 7 1 3歳以上1 8歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて **困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた 不当な手段を用い、**当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 〈参考:第39条(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)の規定〉
 - 2 青少年に対し、**威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い**、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための 対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。